
所 感

「道徳教育の充実方策」について

日 高 第 四 郎

(1) 歴史的背景

戦前日本の学校教育における道徳教育は周知のように「修身科」でなされていた。ことに戦時中はその内容が極端な国家主義的偏向をもち、その方法が形式主義的欠陥をもっていたので、敗戦直後1945年9月文部省はいち早く「新日本建設の教育方針」を発表して、そのうちに基本精神の革新の必要を提示した。

ついでその12月には連合軍総司令部から「修身、日本歴史、地理停止に関する件」の指令があり、これらの三教科の授業が中止され、これまでの教科書や教師用書はすべて回収され、戦時中いわゆる「皇国民の練成」を目標とした教科は日本再建の障害物として排除された。

翌1946年10月には、文部省は前年度より発足せる公民教育刷新委員会の審議を経て「国民学校公民教師用書」と「中学校青年学校公民教師用書」を刊行し、この教師用書のまえがきには、公民科を含む社会科の新設を示唆していた。そしてそこには従来の修身科教育の弊害を深く反省し、将来的道徳教育は生徒らに社会生活に必要な知識能力を養い、公正と自由を愛する国民を育成して、よき社会の成員たらしめようとしたのである。

ついでその翌年1947年3月末には、教育基本法と学校教育法が制定公布され、その4月から新制義務教育——6・3の義務制——が発足し、その5月には「小学校の学習指導要領社会編」が、6月には「中学校及び高等学校の学習指導要領社会編」が発表され、同年9月から小学校、中学校、高等学校の「社会科」授業が開始された。

かくしてアメリカの例に従って、ことにヴァージニヤ州やカリフォルニア

アメリカで実施されている型にならって、「社会科」（日本の公民、地理、歴史、社会等を総合的に学習せしめる教科）で道徳教育を実施することとし、その指導要領を作製したのである。そのねらいは社会生活について広く深い理解を与えるようにし、それに基いて道徳的判断力とよき心情を養い、事物を具体的に考察して、自他の生活をゆたかにするということであった。

しかし、このアメリカ方式にならうことには、大きい無理が潜んでいた。それは日本とアメリカとでは国情を異にしていたからである。二つの国は、その文化的宗教的背景、歴史的伝統、社会的思想的構造よりくる教育の精神的雰囲気を異にしているからである。しかもこの雰囲気こそ暗黙のうちに無意識的に子供たちを同化する作用をもつものであり、学者のいわゆる機能的教育作用がはなはだしく違うのである。これは学校教育の背景として決して看過し難い重大な要素である。

もし少し立ち入って言えば、一方はヨーロッパ的キリスト教的背景、個人尊重的伝統、民主的共和的構造に対し、こちらは東洋的儒教的背景、家族中心のやや全体主義的伝統と、半ば封建的階級差別的構造の社会である。両者の間にある実践的価値判断の系譜の懸隔は容易に越え難いものがある。

しかも大戦直後の混乱の日本においては、敗北による大打撃と革命的転換のうちに、永き伝統的権威は失せ、旧き道徳的価値秩序は崩壊に瀕し、大多数の国民は不信と失望、反感と疑惑、不安と空虚に襲われ、わずかに人間的解放と民主主義という標語に慰めと救いの方向を求めていたといえよう。

義務教育を担当する数十万の教師もまたその例外ではなかった。彼らも、極めて少数を除けば、決して民主主義の本質が何であるかについて格別な研究をしたわけではなく、またその訓練をうけていたわけでもない。しかも彼らは、戦時中はみじめな待遇の下に、厳しい圧迫と統制と監督をうけた後に、急激に解放されて、民主的組合という旗の下に自己主張をせよと奨励又は煽動されたのである。彼らがややもすれば法律や規範を無視し、文教行政当局に徒らに反抗し、責任を負わざる自由と思慮浅き多数決を以

って民主主義と解する弊に陥らざるを得なかつたことは、遺憾乍ら、やむを得なかつたであろう。

かくして民主主義を模索して動搖せる社会的環境において、未熟練の教師の Instruction と Guidance とによって社会科による道徳教育がすすめられた。そして思いがけない失敗があちらこちらにくりひろげられたのである。これが改善の為に1949年7月には「教育課程審議会」が設置され、これにはかゝって文部省は1950年4月には、小学校の「道徳教育のための手引き書」を、5月には「中学校の手引き書」を公示し、さらに1952年4月講和条約発効を契機として、占領行政下の教育課程の反省批判の要望が表面化しその12月には岡野文相は、「社会科の改善」を教育課程審議会に諮問した。審議会は53年8月これに答申し、そのうちに社会科が道徳教育に対して「責任をもつべき」ことを特に明確に規定し、指導計画や指導法の改善を指摘した。

「中央教育審議会」も同月この答申に賛意を表した。文部省は「社会科の改善についての方策」を発表し、学習指導要領社会科編の改訂を公表した。改訂の要点は(1)小・中学校の一貫性をはかり、(2)道徳的指導・地理・歴史・政治・経済・社会等について系統的発展的な学習が行いうるようにする、(3)学年の主題、学習の領域案に工夫を加える、(4)地理・歴史の学習を充実する等である。

しかしながら、社会科による道徳教育の成果は期待にそむいたのである。

(2) 道徳の時間特設

1957年9月、松永東文相は教育課程審議会に対して、占領下に開始された小・中学校の教育課程等のうちには、わが国の実情に適合せざる点あるを慮り、独立国として国際社会に新しい地歩を確保するために、国民の教育水準を一段と高めなければならぬという趣旨のもとに、小・中学校の教育課程の改善を諮問された。そして特に問題とされたのは「道徳教育の徹底」「基礎学力の充実」「科学技術教育の向上」および「中学校の教育課程の進路に弾力性をもたせる」等の諸点であった。

ここには第一の問題点「道徳教育の徹底」についてだけ述べる。この問題提示については、一部のいわゆる進歩的学者および日教組の指導者たちは、修身教育復活の意図ありと速断呼号して猛烈に反対した。

審議会は慎重討議の末、1958年3月文部大臣に答申した。答申のうちに、道徳教育に関しては、学校教育の全体を通じて計画的に行うという方針は改める必要はないが「現状を反省し、その欠陥を是正し、進んでその徹底強化をはかるために、新たに道徳教育のための時間を特設する」必要を説いた。そこにはとくに(A)「道徳教育の基本方針」を明確にし、(B)「道徳」の時間特設の趣旨を説明し、(C)「指導目標および方法」に言及してある。

(A) 戦後の日本では「民主主義」が社会改革の合言葉として風靡し、無批判に迎えられた。中には民主主義を標榜して実は共産主義的イデオロギーを組織的に宣伝せんとするものすら横行した。かかる思想的混乱のうちに道徳的価値判断を個々の教師の主観的評価に委ねきることは国民の義務教育を危険に晒すおそれすらある。他方かかる憂慮に対して反動的に、甚だ無反省な独善的な保守的傾向も頭を上げはじめて来た。

そこで「道徳教育の基本方針」は、法的理論的にはすでに前提されて來たものであるが、ここに実践上の問題として論議して、特に明示強調したのである。

道徳教育の基本方針

「われわれはさきの大戦争の結果、あらゆる方面において、莫大にして深刻悲惨な損失と犠牲を被ったが、そのうちにあって意外にも貴重な宝を一つ獲得した。それは人間尊重の普遍的原理とその国民的自覚である。これこそ新日本の建設と育成の教育原理に他ならない。

(1) 教育基本法は、かかる精神の必要欠くべからざる骨格を規定した法律であるが、その思想的背景の構造は、人間尊重の精神とそれに基づく共同体の倫理ということができるであろう。

(2) かかる価値判断の系譜を教育の実践に適用するためには、まず教育者の側においてその意味内容をよく研究理解し、わが国の歴史的伝統を

新しい角度から批判検討して、その優れたものは堅持し発展させるとともに、欠けているものは、卒直に承認して補う道を講じ、民主的な日本にふさわしい社会的雰囲気を醸成するために、いっそう自覺的に努力する必要がある。

(3) 上述の価値判断の原理を基準として、道徳教育の目標、その教育内容の選択を誤らないようにしなければならない。そしてその教育内容をゆたかにするためには、日常生活の個人的社会的経験から生きた資料を選ぶとともに、広く東西古今の古典的源泉からも汲みとるべきである。

(4) 詳細な教育目標および教育内容の選択配列、取り扱い等に関しては、教材等調査研究会において慎重に審議すべきである。」

この基本方針において敗戦という屈辱的表現を敢てし、その原理が国民の不断の努力によって順当な歴史的発展過程において実現されたものではなく、かえって歴史的裁きによる偶然の、しかも獲がたき賜であることを特に強調し、審議会は事実は事実として卒直に認め、ごまかしなき反省の上で、日本の伝統のうちにも誇るに足るものあることを自覚して、祖国再建の決意を新にして立ち上がる覚悟を、教師ならびに父母たちに訴えようとしたのである。

文部省はあるいは基本方針の表現に憚かるところがあつてか、これを付録的に取扱ってきたが、実はこれこそ答申の中核であったのである。

(B) 道徳の時間特設の趣旨

特設時間のねらいは、児童生徒の発達段階に応じ、日常生活の基本的行動様式の理解、道徳的心情および判断力の育成に努め、他の時間の指導と相まって道徳的実践力およびよき習慣の涵養をはかるにある。

なお、この時間の指導に当っては、なるべく実際的具体的な生活に即し、広く読み物、視聴覚資料、説話、実践活動等、種々の工夫をこらし、単なる徳目の機械的暗誦や注入に陥ることのないよう留意すべきである。

かくして「道徳の時間」は、他の教科と異なり、一定の教科書を用いることをせず、またテストによる評定をせず、他の教育活動における道徳教

育を統合する中心としてそれを補足し深化する趣旨のものである。

(C) 指導目標および方法

指導目標としては、①日常生活の基本的行動様式を理解させ、これを身につけさせること。②個性の伸長を助け生活態度を確立するよう導くこと、③道徳的心情を高め、正邪善惡を判断する能力を養うこと、④国家社会の成員として、必要な道徳的態度と実践的意慾を高めること等が挙げられる。

かかる目標に到達するための方法としては、逐一に陥らざるよう多様な方法を適宜選択使用することが望ましい。たとえば、①日常生活上の問題の利用、②読み物の利用、③教師の説話、④社会的出来事の利用、⑤視聴覚教材の利用、⑥実践活動、⑦調査研究作業等である。

文部省は右の答申に基いて、審議会と密接な関係をもつ教材等調査研究会の熱心周到な討議を経て、まず「小学校および中学校の学習指導要領」を改訂し、次いで「小学校および中学校の道徳指導書」において懇切な解説を与え、さらに実施計画の参考書として「小学校、中学校の道徳指導方法の事例と研究」を配布したのである。

(3) 教育基本法に対する疑惑

上述の如く道徳教育の抱るべき原理を教育基本法に求めて來たのであるが、荒木万寿夫文相は、就任直後、1960年8月、全国都道府県教育委員長協議会と同教育長協議会の合同臨時総会の席上、教育基本法は条文の上では格別異存はないが、そこには日本人的自覚が欠如してはいないかと発言され、さらに文部時報999号において「当面する教育の基本問題」という題目について、矢部貞治氏との対談を発表され、その中で教育基本法と同様にアメリカ占領軍から押しつけられたものではないかとの疑問を披瀝され、基本法に定められた「教育の基本目的には明確な国民的自覚が欠けており、あたかも無国籍人を作るが如き印象」を与えると批評し、それゆえに慎重審議の上改正する必要があろうという趣旨を述べられた。

これに対し私は、教育基本法成立の当時、文部省の一局長として、この法の原則案を作成した教育刷新委員会の論議に立会った関係上、荒木文相

の推定が事実的根拠を欠くこと、アメリカ占領軍の心理的影響はあるにしても、基本法の思想的内容が当時の日本の識者の苦心によって整えられたことを、元文部大臣安倍能成氏のアメリカ教育使節団に対する挨拶と比較して証明したのである。

もっとも私もまた、基本法の法文上、日本国民としての自覚が、裏面に潜在しているのみで、表に明白にうたわっていないことを憾みに思う点では、荒木文相と同感ではあったのであるが。（文部時報1005号参照）

荒木文相は、池田内閣のいわゆる「人づくり」政策並びにその風潮と、度重なる青少年の非行問題への対策等とも関連してであろうか、「学校における道徳教育の充実」の必要を痛感せられたらしく、道徳教育の教科書を作る必要をたびたび公言された。おそらくは、さまざまな解釈の余地ある、いわば生ぬるい方針で指導するのではなく、筋金入りの教科書によってわが少年少女たちに歴としてまぎれもない日本人となってもらいたいと願われたのであろうと想像される。

(4) 今回の答申

こういう情勢の下に、昨年1962年10月「学校における道徳教育充実方策について」教育課程審議会に諮問が出された。

審議会は総員37名よりなり、一応二つの分科会に分れ、初等分科会19名（内1名中等分科会をも兼担）、中等分科会20名（内1名初等分科会をも兼担）の分担が定められていた。そして道徳教育を一貫する全体的見解を議するため総会を開くこと7回、それぞれ分科審議会を開くこと2回、最後の答申案を作製するため起草委員会をもつこと3回、それによって意見の調整、表現の修正を経てまとめられたのが、本年7月の答申である。

答申は3部からなる。（詳細は原文参照）

第1部は前回の答申の基本方針についての自由な反省討議の結論である。教育基本法の精神に基づくべしということについては全く異議をさしはさむ者はなかった。しかしその解釈上若干の補足をすることが一層妥当であるという帰結に達した。基本法の第1条にある人格の完成とは、個人の価

値を尊ぶとともに、国家社会のよき形成者として自主的精神に充ちた日本国民の育成をめざすものでなければならないというのである。（けん点は筆者、以下同様）これは条文の前後の関連から、まったく素直にそう解することが自然でもあり又当然でもある。これと関連して自國の文化伝統に根ざす優れたものを十分に生かし、世界における日本の地位と使命にかんがみ、国民としての自覚を高め、公正な愛国心を培い、さらに宗教的藝術的情操教育を一層徹底せしめ、科学技術の驚くべき発達の結果、社会の機械化と組織化による人間疎外の世界的危機に対しては、人間尊重の精神をあくまで貫くという世界史的課題に答えなければならぬというのである。

第2部は学校における道徳教育施行に関する現状分析である。諸種の情報総合するに、学校や地域によって可なり格差がある。その事実と原因とおぼしきものを指摘することが、教育行政上問題解決に必要と思われたからである。

第3部は具体的充実方策である。

- ①目標内容を一層具体的に順序づけること、
- ②道徳指導を推進し易くするために、教師用の資料をゆたかに整備すること、
- ③児童生徒用の適切な読みもの資料を用意すること、これは一面学校と家庭との精神的連絡のために役立つものとも考えられる。（なお④とは学校で使用する限り、學習指導要領の基準に照して精選して信用のおけるものたらしめる特別の配慮が必要であること）
- ④よき教師を通して指導するためには、教員養成上一段の工夫改善を要すること、
- ⑤同様に現職教員の研修の機会を多くすること、
- ⑥学校内の体制を一層合目的に確立すること、
- ⑦学校が家庭や社会との協力関係を推進してよりよき教育環境を作るよう努力すること、
- ⑧教育委員会等におけるこの方面的指導力を強化すること、等である。

(5) 所 感

私は前回の教育課程審議会にも今回の審議会にも互選の結果はからずも会長に推挙された。自ら任を負うに欠けているところがあることを承知し乍ら、あえて辞退しなかったのは、先年6・3義務制の実施上の行政上責任者の一員として、その成り行きを憂え常に重大な关心をもちその改善充実のためには、及ばず乍ら応分の努力をいたすこととは国民に対する栄ある義務と考えていたからである。

前回の審議会の時には、未だ審議に入らぬうちから、多くの新聞記者や雑誌記者諸君や、一部の教育評論家たちから、文部省の反動政策の支持者と目されて、私の良心の自由を蔑するが如き無礼な批評をうけ、参議院の公聴会でも社会党議員からしつこい悪意ある攻撃的質問をうけた。しかし今回は情勢の変化のためであろうか、未だそういうことはない。そして各新聞記者等も比較的冷静に答申の内容を解説批評してくれている。

子供達の道徳教育を充実徹底させるためには、先づ第一に、大多数の国民を、したがって教師や父母たちを、納得せしめうる公正妥当な基本原理に拠らなければならない。教育基本法は完全無欠ではないにしても、これ以上に一般的に妥当する原理を誰が指摘し得るであろうか。

第二には、この指導原理を内面的に把握したより立派な教師を一人でも多く得て、その真摯と熱意と愛情を通して、子供たちを指導してもらわなければならない。それには教育者自身を内面的に指導し助成し奨励するために、若干の時と忍耐とを必要とする。

第三には、戦後の教育改革において公然と認められて來た教育者の自主性を大切にしなければならないということである。もとよりこの自主性におのずから制約のあることを弁えないものもあることは事実である。自主性を簡単に浅薄におのれの自由と解して、自分の主観的悪や組合の利害等によって気まま勝手にふるまい、教師たる使命や義務の奥に控えている高貴な理念をないがしろにするものすら少くない。これは本来教育者の良心の問題である。この良心の自主性すなわち人格的自律性は、たとえ誤解乱

用する者があっても、正当な意味ではあくまで尊重されなければならない。実際問題から言えば、教育上の自由裁量の余地は、たとえもどかしい場合でも、確保されなければならない。そうでなければ尊敬に値する立派な教師はなくなってしまうであろう。

第四に、現今の混迷し勝ちな道徳教育に基準を示すことは有効であり、必要でもあろうが、それによって教師を金しばりにすることは賛成できない。これが教師用の資料にしても児童生徒の読み物資料にしても、それらが「義務教育の学校で用いられる」限り、日本の現状においては一定の基準によって精選される必要があろう。しかし精選された上は、教師や校長にそれらの採否に関して裁量上自由が与えられる配慮が必要である。これらを強制規定としなかった理由である。

第五に、これと関連して、道徳教育の教科書制定には、少数の賛成者はいたが、大多数の委員は不賛成であった。前回の審議会で道徳の時間特設を答申し、文部省もこれを採用した際、「道徳の時間」は他の教科とは類を異にするもので、学校の全体的指導の中心をなすものであり、教科書を用いず、又テスト等によって評定をなさぬことを約束して、昔の修身とは内容は勿論、形式方法においても截然と区別さるべきものとの了解が成立していたからである。

文教行政当局は、全教師に対して自らこの信義を守るのでなければ、道徳教育の充実を口にする資格を失うであろうというのが、少くとも私個人の所信である。

第六に、最後に答申発表の後、新聞や放送の記者諸君から「公正な愛国心を培う」ということについて、たびたび質問をうけた。

愛国心については、すでに現行の学習指導要領のうち小学校の36項目のうちに、日本人としての自覚を以て國を愛し國際社会の一環として国家の発展に尽すとあり、中学校21項目のうちには、國民として國土や同胞に親しみを感じ文化的伝統を敬愛するのは自然の情である。この心情を正しく育成し、よりよい国家の建設に努めようと提示してある。

愛国心という言葉は、わが国では戦前ことに戦時中絶対化され濫用されたために、一部の人々は、これに悪い連想をもち反感をいだいているらしいことは理解できないことではない。しかし曾てそれが悪用されたからと言って、その本質までも否定しなければならないであろうか。

個人の個性を重んずることを正当とする立場に立ち乍ら、どうして民族や国民の個性を重んじてはならないのであろうか、共通の言語と文化と伝統をもつ共同社会に対して個人が格別な愛と義務を感じることは自然でもあり当然でもあると言わねばなるまい。実際われわれの政治も経済も社会も治安も家庭も学校も教育も文化も学問もことごとく現実には日本の国土に根をおろし、そこに存立の基盤をもたないものはない。無数の同胞を哺み育てて來た「この偉大なる歴史的母親」に一母國に一、たとえ様々な欠点はあるにしても、恩誼を感じてそれを大切に想うことがどうして「いわれなき」ことであろうか。

もとより愛国心と愛國心とが競り合う時、往々にして民族的偏見に陥り、排他的独善に走り易いことは深く警戒しなければならない。愛国心は一部の人々が言うように無条件の絶対価値ではなく条件付きのものである。即ち人類普遍の道義ないし國際正義の制約の下に過誤なきを得るものである。それ故に特に「公正な愛国心」と呼んだのである。「かかる愛国心を培う」ということは決して生やさしい課題でないのみならず、内外に様々な難問を負うわが国の発展と興隆には實に必要欠くべからざる方途である。

このことは先に述べた教育基本法第1条の自主的精神に充ちた日本国民の育成という解釈を特に打ち出した当然の結果である。

この点において、前回の答申よりは一段と前進したとも言えるであろう。

On "A Policy for Substantial Implementation
of Moral Education" — A Report of the
Central Council for Education, 1962

(English Résumé)

Daishirō Hidaka

1. Historical Background

Beginning of Moral Education in the area of Social Studies
Problems of Moral Education

2. Implementation of *Dōtoku* (Morals) Class

The Contents of the 1958 Report of the Central Council for
Education

3. A Question about the Fundamental Law of Education

The relation between internationalism and nationalism in the
Fundamental Law of Education.

4. The Contents of the 1962 Report of the Central Council for
Education, "Policy for Substantial Implementation of Moral
Education in Schools"

5. Personal Comments of the Writer on the 1962 Report

i) There must be a principle which the majority of people
accept in order to enforce moral education.

The ideas in the Fundamental Law of Education may
be accepted as the principle for enforcing moral education.

ii) It is necessary to have as many teachers as possible who
accept such ideas. Their independent thinking must, at
the same time, be respected.

iii) Patriotism and nationalism must be evaluated both from
the national and international point of view.